

# 標茶町立虹別中学校「いじめ防止基本方針」概要

**未然防止の取組**

(1) 生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

(2) 教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

(3) 道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。

(4) 「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。見て見ぬふりをすることや知らん顔をするのも「傍観者」として、いじめに加担していることを教える。

(5) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりや温かな人間関係を築く。

① 生徒会による「元気運動」の取組

② 生徒会による「あいさつ運動」の取組

③ 教育活動全体を通じた生徒との触れ合い

④ 道徳や体験活動を通じた実践力の育成

⑤ 正しい言葉遣いの実践

(6) 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人ひとりの個性や良さを認め合う授業

② わかる楽しさ、できる喜びを実感できる授業

③ 学校行事や体験活動の充実

**いじめの定義**

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒が、本校生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

<p><b>いじめに対する基本的な考え方(基本理念)</b></p> <p>① 本校では全ての教職員が「いじめは、決して許されない行為であり、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識にたち、教職員だけでなく、すべての関係者が連携して未然防止と早期発見・早期解決に当たる。</p> <p>② いじめはすべての生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組めるよう学校の内外を問わず未然防止に努める。</p>	<p><b>いじめ防止のための基本的な姿勢</b></p> <p>① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりや温かな人間関係を築く。</p> <p>② 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。</p> <p>③ いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための様々な手段を講じる。</p> <p>④ いじめ防止のために、保護者・地域・関係機関との連携を深める。</p>
---	--

**早期発見・解決のための取り組み**

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

① 情報共有と即時対応

② 生徒の声に耳を傾けるアンケート等の実施

③ 教育相談、生徒指導交流の充実

④ 生徒と積極的に関わる

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

① 学年部会や朝の打合せ、職員会議等を通じて、全職員で問題を共有し、全教職員で解決にあたっていく。

② 職員間で相談しやすい環境づくりといつでも生徒について話せる雰囲気をつくる。

③ いじめ問題発生時の危機管理マニュアルの共通理解と徹底、組織として解決に向かう手立ての確立。

(3) 家庭や地域、関係機関との連携を深める。

① 何か気になることがあった際には、家庭への連絡を密にしていく。家庭からの情報も得るなど、学校と家庭間での双方向の情報交流を図る。

② 日頃から保護者との会話や挨拶を交わしたり、地域行事に参加することで保護者や地域の信頼関係を高める。また、地域行事に参加することで、地域での生徒の様子を見ることもできる。

③ 人権教室、防犯、携帯教室の実施など、外部人材や専門機関を積極的に活用する。

④ 標茶町で行ういじめアンケートや児童生徒質問紙、地域に向けた生徒会のいじめ防止標語の取組、ネットパトロール、健全育成会など、様々な関係機関との連携を図り情報共有に努める。

**問題に取り組むための校内組織**

**「いじめ防止委員会」**  
 全教職員でいじめ防止について、生徒の現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。  
 随時、以下の会議を行い、いじめ防止についてきめ細かな話し合いをもつ。  
 〈構成員〉  
 ・校長 ・教頭 ・教務部長 ・指導部長 ・養護教諭

**「いじめ対策委員会」**  
 いじめを認知した場合、校長は速やかに「いじめ対策委員会」を開催する。  
 〈構成員〉  
 ・校長 ・教頭 ・教務部長 ・指導部長 ・養護教諭  
 ・該当学年担任等  
 〈取組内容〉  
 ・事実関係の正確な調査、把握と町教委への報告  
 ・被害者、加害者または全体に対して、具体的な指導方針を決定  
 ・保護者や関係機関と連携をとりながら、いじめの解決指導  
 ・事態収束まで継続指導、経過観察等とする。

**重大事態への対応**

(1) 重大事態とは、次に掲げる①②の場合をいう。

① いじめにより本校の生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき。

② いじめにより本校の生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき。

(2) 重大事態が発生した場合、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。そして、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を提供するとともに、町教委に報告し協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ・ いじめの未然防止に関する取り組みについて
- ・ いじめの早期発見、早期解決に関する取り組みについて